解散公告（第三回）

当組合は平成十五年七月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成十五年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十五年八月二十二日

静岡県榛原郡榛原町坂口四七三番地の一

坂部大五茶農業協同組合

代表清算人　小関　勝巳

解散公告（第三回）

当組合は平成十五年七月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成十五年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十五年八月二十二日

静岡県榛原郡榛原町坂部五九八番地の一

坂部丸中製茶農業協同組合

代表清算人　関　百十廣

解散公告（第三回）

当組合は平成十五年七月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成十五年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十五年八月二十二日

静岡県榛原郡榛原町坂口一三三五番地の一

坂部大六茶農業協同組合

代表清算人　板倉　時雄

解散公告（第三回）

当社は、平成十五年七月二十五日開催の臨時株主総会の決議により平成十五年八月一日付にて解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成十五年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十五年八月二十二日

名古屋市中区錦二丁目二〇番八号

東栄インシュアランス・ブローカーズ株式会社

清算人　富士榮　廸

解散公告（第三回）

当基金は平成十五年七月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成十五年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十五年八月二十二日

大阪市都島区東野田町二丁目三番二四号

西日本指定自動車学校厚生年金基金

清算人　松本　高

限定承認公告

本籍新潟県新潟市本町通五番町二六二番地、最後の住所新潟県新潟市新和三丁目二番七号

被相続人　亡　石崎　賢

右被相続人は平成十四年五月二十二日死亡し、その相続人は平成十五年八月十一日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成十五年八月二十二日

新潟県新潟市青山一丁目三番一号ダイアパレス青山弐番館四〇五号

相続財産管理人　石崎　智雄

限定承認公告

本籍京都市伏見区御駕籠町一三九番地、最後の住所京都市伏見区醍醐大構町一番地五あけぼのケアハウス二〇五

被相続人　亡　片山　重和

右被相続人は平成十五年二月十日死亡し、その相続人は平成十五年八月八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成十五年八月二十二日

大阪府羽曳野市碓井四―八―二―五〇四

相続財産管理人　片山　徹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である北畑耕一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成十五年八月二十二日

東京都千代田区有楽町一丁目一〇番一号有楽町ビル一一階ビジネスセンター有楽町

ジェニュイティ・インターナショナル・インク

日本における代表者　北畑　耕一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である若菜大樹が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十五年八月二十二日

東京都港区海岸二丁目一番一六号鈴与浜松町ビル

株式会社ホームリンガ商会

日本における代表者　若菜　大樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石井能成及びジョン・ホロックスが退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十五年八月二十二日

神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三〇三号

アイエスエスピーアンドアイリミテッド

日本における代表者　石井　能成

同　ジョン・ホロックス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石井能成及びジョン・ホロックスが退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成十五年八月二十二日

東京都千代田区神田神保町二丁目七番三号

神保町NKビル

アイエスエスピーアンドアイリミテッド

日本における代表者　石井　能成

同　ジョン・ホロックス

債権申出の催告（第一回）

当社は、保険契約の包括移転に伴い平成十五年二月二十七日付で保険業法第百八十五条第一項の免許の効力を失ったので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成十五年八月二十二日

東京都千代田区内神田一丁目一四番五号N

K内神田ビル三階

リバティ・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニー日本支店

清算人　福岡　武彦

訂正公告

平成十五年八月十一日（号外第百八十六号）掲載のエス・ビー・エル興産株式会社に係る第十六期決算公告中、（うち利益準備金）「(30)」とあるは「(300)」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成十五年八月十五日掲載の有限会社ワタミファームに係る資本減少公告中、「平成十五年八月五日開催の臨時社員総会」とあるは「平成十五年八月六日開催の臨時社員総会」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

平成十五年八月十九日掲載の株式会社ソリューションに係る資本減少公告中、「株式会社ソリューション」とあるは「株式会社ソリューション」の誤りにつき訂正します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三	四	二三4	番地1	4番地15

平成十五年七月二日法務省告示第三百五十号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

同月七日法務省告示第三百五十七号（同）（原稿誤り）

四ページ三段九行目と一〇行目の間に次のように加える。

住所　千葉県成田市玉造3丁目8番地2

平成十五年八月四日（号外第百八十号）掲載の鳥取地方裁判所倉吉支部に係る平成十五年（フ）第一〇六号（平成十五年（モ）第一一一号）破産宣告・破産廃止及び免責申立てに関する破産者審尋期日中（原稿誤り）

三	二	一	一五	債務者（破産者債務者（破産者）手嶋　尚史）手嶋　尚文

平成十五年八月十八日（号外第百九十一号）掲載の香川県知事真鍋武紀に係る法人設立許可取消処分公告中（印刷誤り）

一四五	三	終りから四	財団法人用器具万年筆究會	財団法人用器具万年筆究會

平成十五年八月十八日（号外第百九十一号）掲載の破産管財人山本直俊（破産者森永乳製品富山販売株式会社）に係る配当公告中（印刷誤り）

一四七	二	終りから二～一	根塚ビル二階	根塚町ビル二階

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　八月二十二日付第一九五号

一六〇ページ●同日付政府調達第一五六号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）